

回覧

令和7年3月吉日

班長様ならびに町会員各位

幸町一丁目町会

町会長 納口真一

令和6年度臨時総会資料について

早春の候 町会の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、町会活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般町会の法人化について、署名活動が目標をほぼクリアしたことから市への認可申請について臨時総会を開催し審議いただきました。

つきましては、臨時総会資料についてご案内させていただきますので、内容をご確認いただき、ご質問等ございましたら3月20日までに下記あてにご連絡いただきますようお願い致します。なお同資料は町会ホームページにもアップいたします。

敬具

町会ホームページについて ◆ホームページ名：「幸町一丁目町会へようこそ」

◆アドレス (URL) : <http://kawaguchi-kl.com/>

(メニュー⇒町会の活動について⇒会議記録⇒総会資料について⇒令和6年度臨時総会資料)

グーグルは「幸町一丁目町会」で検索 OK スマホでは右下のQRコードから



以上

お問い合わせ先：納口 Tel 09086407592

令和6年度 幸一町会 臨時総会について

次第:

・開会の辞

・あいさつ

・議長選出

・議案:

町会法人化 市への認可申請について

・閉会の辞

日時:令和7年3月1日(土)18:30~

場所:幸町1丁目町会会館

幸一町会の法人化の認可申請について(案)

一昨年5月13日の定期総会にて法人化を進めることについて審議・承認頂き準備(署名活動等)を進めてまいりました。

昨年3月末時点で596世帯1400名からの署名を頂きました。

しかしながら、1650名の目標に対しまだ目標には届いていないことから、令和6年度定期総会で法人化の申請決議を延伸、署名活動を続けてまいりました。

今年1月から2月にかけて、班長様をはじめ皆様のご協力によりほぼ目標を達成したことから急遽臨時総会を開催、川口市への認可申請について手続きに入ります。

つきましては、法人化の認可申請についてご承認賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

□法人化推進活動の推移と今後について(5項以降)について

1. 令和5年度の定期総会(5/13実施)で法人化を進めることについて承認された。
2. 令和5年6月より署名活動開始。1～3区の戸建てやマンションにお住いの各世帯に展開させて頂き、3月末現在1400名から署名を頂いた。
★幸町1丁目人口数3,475人 中青1丁目町会員含む(23年1月現在)
署名目標1,650人(中青木1丁目町会員除く人口3,300人の半数に設定)
3. 目標の署名数(1,650名)に対し250名未達のことから、令和6年度も署名活動を継続することが4項とともに令和6年度の定期総会で承認された。
4. 目標の署名数をクリアした段階で臨時総会を開催、法人化申請について審議し承認後川口市に申請します。
(目標の署名数は24年度1月現在の人口で決定するため変動する可能性あり)
5. 2月後半の署名活動により目標に大きく近づきました。臨時総会を開催するにあたり時期をいくつか検討しましたが、今般3月の班長会議の中で審議いただくことに決めさせていただきました。本日の臨時総会で、申請内容をご説明し、承認頂ければ、まずは署名者名簿を3月第2週に提出、市の精査にはいります。規約等の認可申請書につきましては、別途提出します。本日の総会資料は、各班内で回覧いただき何か疑問点等あれば3月20日までにお問い合わせいただきたく考えます。
どうぞよろしく願いいたします。
6. 川口市では、自治振興課により認可要件の審査を経て、市長による認可・告知となり認可手続きは完了します。ただ認可には2ヶ月以上かかることが予想されております。
7. 承認後、間に合えば令和7年度の総会で報告・承認後、町会の印鑑登録、町会所有不動産や銀行口座の名義変更などの手続きを経て完了となります。 以上

(様式1)

令和7年3月 日

(あて先) 川口市長

認可を受けようとする地縁による団体の名称
及び主たる事務所の所在地

名 称 幸町一丁目町会

所在地 川口市幸町1-4-7

代表者の氏名及び住所

氏 名 納口真一

住 所 川口市幸町1-5-21

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規 約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

幸町一丁目町会規約 案

令和7年 月 日 制定

第一章 総 則

- 第1条 本会は幸町一丁目町会と称す。
- 第2条 本会は幸町一丁目区域内に居住する世帯及び同区域内に事業所又は事務所を有する代表者をもって組織する。
- 第3条 本会の事務所を幸町一丁目四番地七号町会会館内におく。
- 第4条 本会は会員相互の親睦と知識の向上を計り併せて市行政の万般に協力すると共に民意を上達し健全なる郷土の発達と市民生活の刷新を図るを以て目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するための次の事業を行う。
1. 近隣の親睦と相互扶助に関すること。
 2. 街路照明事業に関すること。
 3. 各種学校の行事に関すること。
 4. 保健衛生に関すること。
 5. 市行政各般の協力実践に関すること。
 6. 防火、防災、防犯、交通安全指導に関する事項
 7. 敬老篤行表彰に関する事項
 8. 弔慰祭典に関すること。
 9. 青少年の育成と助成に関すること。
 10. 座談会、講演会に関すること。
 11. 資源回収に関すること。
 12. 体育向上に関する事項
 13. 会員の福祉増進に関すること。
 14. 町会会館の管理運営に関すること。
 15. その他、目的達成に必要なこと。

第二章 会 員

- 第6条 本会の会員は次のとおりとする。
1. 第2条に定める区域に居住するすべての個人は、本会の会員になることができる。
 2. 前項に該当しない個人または団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員になることが出来る。
- 第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 第8条 本会に入会しようとする者は、会長に書面で届け出るものとする。
1. この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んでは
ならない。

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は退会したものとす。

1. 本会の区域に居住しなくなったとき。
2. 死亡したとき。
3. 会費を1年以上滞納し、かつ勧告に応じないとき。

第10条 退会した会員がすでに納入した、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第三章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 各部部門長 各部門1名
4. 各部副部門長 若干名
5. 班長 班数
6. 会計 2名
7. 監事 3名

第12条 会長は役員会の推薦により顧問・相談役の同意を得て総会で決定する。

副会長及び各部門長、各副部門長は会長がこれを委嘱する。

班長は、班員の合議又は互選により決定する。

会計及び監事は役員会に於いて選任する。

第13条 会長は会務を総理し本会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

部門長・副部門長は会長の指示により担当任務に専任する。

部門長は役員会を構成し重要会務に協力すると共に担当の事務を処理する。

班長は班員と役員会との連絡に当たる。

会計は本会の会計事務を担当する。

監事は会計及び会務を監査する。

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し班長は1年間の任期とすることができる。また役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。

この場合において、中途就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は役員会の総意によりこれを推選する。

顧問及び相談役は本会の最高地位にあって、本会の諮問に応じ重要会議に参加する。

第四章 会議

第16条 本会の会議は、総会、役員会、その他必要な会議とし、会長がこれを招集する。

定期総会は毎年一回(原則5月)開催し、臨時総会は役員会又は会長に於いて必要と

認められたる時、または会員の5分の1以上から若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があった日から30日以内に開催する。

第17条 総会は次の事項を行う。

1. 事業報告に関する事
2. 収支決算に関する事
3. 予算に関する事
4. 資産に関する事
5. その他必要な事項

第18条 役員会は、次の事項を議決する

1. 会の運営に関する事
2. 事業の執行に関する事
3. その他必要な事項

第19条 会議の議長は次のとおりとする。

1. 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。
2. 役員会の議長は、会長があたる。

第20条 会議は、総会においては総会員数の2分の1以上（委任状含む）、役員会においては役員現在数の2分の1以上の出席があれば開会できる。

第21条 総ての会議は、融和・親睦を旨とし、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第22条 会員は総会において、各々1個の表決権を有する。

2. 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 恒例的に行われる各種共同活動に関する事項
- (2) その他軽微な事項

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所 (2) 役員、班長の数 及び出席者数（委任状を含む）
- (3) 議決事項 (4) 議事経過の概要及びその結果 (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2. 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第五章 組 織

第24条 本会はその目的を達成するため次の部門を置く。各部門の業務は各々の細則によるものとする。

1. 総務
2. 防犯・防災
3. 子供支援

4. 体育関連
5. 環境
6. 交通
7. 行事支援
8. 会計
9. シニア・福祉

第 25 条 本会各部門の業務は役員及び各部門長がこれを分担する。

第六章 区及び班制

第 26 条 本会は近隣親和を目的とし区域内を分割して、区及び班制を設ける。区制は第一区、第二区、第三区とし、詳細は、一覧表（会館内掲示）に依る。

第 27 条 本会は各区の区域を分割して区内に班を組織し、会員の合議により班長を置くことができる。

第七章 資産及び会計

第 28 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 29 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 資産から生ずる収入
5. その他の収入

第 30 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

第 31 条 本会の資産で第 29 条に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において議決を要する。

第 32 条 本会の経費は資産をもって支弁する。

第 33 条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決により定める。これを変更する場合に同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、予算が総会において決議されない場合には、会長は、総会において予算が決議される日までの間は、前年度の予算を基準として支出することができる。

第 34 条 本会の事業報告及び決算は、事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、会計監査の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第八章 会則の変更および解散

第 35 条 この規約は総会において総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することができない。

第 36 条 本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

第 37 条 本会が解散するときに有する残余財産の処分は総会の議決を得て定める。

第九章 雑 則

第 38 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登録等に関する書類、総会の議事録を備えておかなければならない。

第 39 条 この規約の施行に関し、必要な事項は役員会が別に定め総会で承認を得る。

第十章 附 則

第 40 条 1. この規約は、令和 7 年 5 月 1 0 日の総会より町会法人設立時（令和 7 年 月 日認可）に施行する。

2. 旧規約（昭和 29 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

3. この規約の施行に関し必要な経過措置は役員会に決議を経て別に定める。